

第 2 期行動計画に係る政策課題一覧表

第 2 期行動計画における 4 つの主要政策（10 の課題）	次年度に向けた 政策課題（テーマ）	主担当部局
<p>県民生活を支える雇用の創出 産業集積の加速 観光による交流人口の拡大</p> <p>農林水産業の競争力強化</p> <p>多様な雇用対策</p>	<p>1 観光による交流人口の拡大 (外国人観光客の誘致促進)</p> <p>2 農林水産業の競争力強化 (第 2 期みやぎ食と農の県民条例基本計画の推進)</p> <p>3 多様な雇用対策 (産業集積の加速と多様な雇用対策)</p>	<p>経済商工観光部</p> <p>農林水産部</p> <p>経済商工観光部</p>
<p>次世代の育成 子育て支援</p> <p>学力の向上</p>	<p>4 子育て支援 (4-1 県民運動の推進) (4-2 待機児童解消の促進)</p> <p>5 学力の向上 (学ぶ土台づくりの推進)</p>	<p>保健福祉部</p> <p>教育庁</p>
<p>安心できる生活環境の確保 地域医療の充実</p> <p>介護サービスの充実</p>	<p>6 地域医療の充実 (地域医療の更なる充実)</p> <p>7 犯罪のない安全・安心まちづくり (安全対策と被害者支援の充実)</p>	<p>保健福祉部</p> <p>警察本部</p>
<p>持続的な社会の基盤づくり グリーン社会・みやぎの創造</p> <p>災害に強い地域づくり</p>	<p>8 経済・社会の持続的発展と環境保全の両立 (みやぎ環境税を活用した施策の具体化)</p>	<p>環境生活部</p>

政策課題対応方針検討資料

主担当部局名 (経済工商観光部)

1 政策課題 (テーマ)	観光による交流人口の拡大(外国人観光客の誘致促進)	
4つの主要政策における10の課題(該当の有無)	該当 (観光による交流人口の拡大)	非該当

2 関連する将来ビジョン実現に向けた33の取組 (第2期行動計画)	左に該当する評価原案(評価対象年度:H21年度) 1		
(1) No. 5 (地域が潤う、訪れてよしの観光王国みやぎの実現)	(施策の成果) 概ね順調	(方向性) 現在のまま継続	
(2) No. 9 (自律的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成)	(施策の成果) 順調	(方向性) 現在のまま継続	

3 担当部局		
主担当の部局(課室名)	経済工商観光部(観光課)	
関係する部局(課室名)	保健福祉部(医療整備課), 農林水産部(農村振興課), 教育庁(義務教育課), 土木部(空港臨空地域課)	

4 政策課題として提案した理由(次年度に向けて、県として「特に」重点的に取り組む必要性)

(社会情勢の変化)
近年、東アジア地域(中国、台湾、韓国、香港)における「仙台・宮城」の知名度が向上してきており、中でも、中国からの観光客は、ビザの発給要件が更に緩和されるなど、今後ますます増加することが予想され、外国人観光客の誘致にとって大きなチャンスが訪れている。
特に、中国人富裕層を対象として医療と観光を結びつけた「医療観光」や、大規模企業の工場の新規オープンによる見学コースを活用した「産業観光」、さらには海外からの「教育旅行」など、新しい観光ニーズの高まりがあり、今後の外国人誘客の促進は大きな可能性を秘めている。

(体制整備の必要性)
本県として、これらの新しい可能性を持ったインバウンド事業に取り組み、大きなチャンスを生かすためには、それらを受け入れるための土台となる体制や基盤を早急に整備することが必要であり、今後はさらに、他部局と連携した新たな観点からの取組強化を図る必要がある。
具体的には、「医療観光」であれば「医療」と「観光」との連携、「産業観光」であれば「企業立地」や「産業振興」と「観光」との連携、海外からの「教育旅行」の誘致であれば「食」と「教育」と「観光」と「国際交流」の連携など、分野を超えて連携し、外国人観光客を受け入れる体制及び快適な旅行のための基盤の整備を早急に行うことが求められる。

(広域連携)
また、外国人観光客の誘客に当たっては、単県の取組以上に、広域的な取組が必要である。現在は、東京～大阪～京都のいわゆるゴールデンルートへの観光客が圧倒的に多いが、今後は、東京～青森にかけて東北を広域で周遊するルートをゴールデンルートに対抗する「プラチナルート」として育て上げるために、東北観光推進機構や東北各県との連携をさらに強化していかなければならない。
インバウンド事業の展開を通じ、東北各地域を訪れる観光客が大勢、仙台空港を利用することが予想され、仙台市そして仙台空港の東北におけるゲートウェイ機能の強化にもつながる。さらに、定期航空路線の維持、拡大にもつながり、結果的にアウトパウンドの充実による双方向の国際交流の発展、深化が期待できる。

このため、次年度に向けて、特に重点的に取り組む必要があるため、本件を政策課題として提案するものである。

5 現状と課題(分析)

(現状)
人口減少が進行する我が国においては、観光による交流人口の拡大に向け、年々増加している外国人観光客の誘致が観光振興には、欠かせない取り組みであり、国で強力に進められている「ビジット・ジャパン・キャンペーン」と協調しながら、インバウンド事業に積極的に取り組むことが必要である。
さらに、最近の経済状況の低迷により、宿泊観光客数が伸び悩むとともに観光消費額が落ち込んでおり、「みやぎ観光戦略プラン」及び「宮城の将来ビジョン」の目標値を観光客入込数を除いては大きく下回るなど、本県の観光を取り巻く状況も厳しさを増しているため、県内観光の振興に早急に対応すべきであり、加速して実施することが必要である。

(課題)
一方、近年は多くの外国人観光客(特に、東アジア富裕層)が、訪日しているものの、平成21年宿泊旅行統計調査報告(観光庁)によれば、本県における外国人延べ宿泊者数は、全体の0.6%程度に過ぎず、本県を含む東北でも2.0%程度に留まっているなど、東北を訪れる観光客は一部に限られているのが現状であり、この外国人観光客の誘客が課題となっている。

6 課題検討の進め方	1	部局内組織(関係部局含)
------------	---	--------------

- ・これまで、課内において、検討を進めている。
- ・今後、部内関係課室との調整を踏まえ、関係部局との打ち合わせを月1回程度行うことを予定している。
- ・更に、具体的な事業実施にあたっては、民間団体との意見交換を行いながら実施に向けて、調整を行う。
- ・また、みやぎ観光戦略プラン策定懇話会の場などにおいても、有識者・民間事業者等との意見交換を行う。

H22.8～ 部内調整、関係課との打ち合わせ

1 会議開催状況など、課題検討状況を記載願います。

7 政策課題への対応方針(案)

(1) 課題解決のために目指す方向

1 外国人観光客の誘致促進

中国人観光客に対する個人観光ビザの発給要件の緩和をはじめとして、東アジア地域（中国、台湾、香港、韓国）からの観光客の増加が見込まれており、外国人観光客の誘致にとって大きなチャンスが訪れている。本県への外国人観光客の延べ宿泊者数は、日本全体の0.6%程度に留まっていることから、このチャンスを生かし外国人観光客の来県数を増加させるためには、旅行訪問先として選ばれるよう、これまで以上に「宮城」のすばらしさをPRすることが必要である。

したがって、各産業間における連携した観光資源の発掘、雑誌やインターネットなど様々な媒体を活用した宮城のすばらしさのPR、海外事務所との連携による誘客活動及び重点地域に対する積極的なプロモーション活動を重層的に行うことにより、外国人観光客の誘致を促進する。

2 外国人観光客の受入体制の整備

今後、ますます増加することが予想される東アジア地域（中国、台湾、韓国、香港）からの観光客の快適な旅行をサポートするためには、多言語対応案内板・観光パンフレットの整備、通訳及びガイドの充実、受入側の人材育成など、行政と民間が一体となって受入体制の整備に取り組むことにより、外国から安心して訪れることのできる宮城の構築と東北のゲートウェイ機能の強化を行う。

(2) 課題解決のために必要な施策

1 外国人観光客の誘致促進

(1) 重点地域に「宮城を知ってもらう」取組

- ・中国、台湾、香港、韓国を対象地域として、マスコミ及び旅行エージェントの招請、地元旅行雑誌・電波媒体を使ったPR活動、現地商談会を含む各種プロモーション活動の実施により、宮城のすばらしさをPRする活動を行う。
- ・大連事務所及びソウル事務所を活用した宮城県観光PR活動を充実させる。また、東北観光推進機構等関係する広域連携団体との連携によるPR活動を行う。

(2) 新しい観光ニーズに対応するモデル事業の実施

- ・外国人観光客のニーズの変化を受け、本県が誇る農林水産業や工業、医療検診等をテーマとした旅行商品の開発や、モニターツアーなどの実施により、本県の新しいインバウンドの取り組みを促進する。

2 外国人観光客の受入体制整備

(1) 多言語対応整備

- ・多言語による案内板、パンフレット及びホームページ等の整備を行うとともに、通訳及び案内ガイドの体制の整備を行う。

(2) 受入人材の育成・確保

- ・外国人観光客が快適に旅行できるよう、受入施設（観光施設、宿泊施設）の従業員等を対象とした、言語・風習の違い等の理解を含む受入研修会等を行うとともに、留学生に対する講習会を実施するなどサポート体制の充実を図る。

(3) 産業間の連携による外国人観光客向けの観光素材の磨き上げ

- ・本県が誇る農林水産業、工業などを含め、県内の観光素材を外国人観光客にも通用するように、磨き上げを図る。

(4) 外国人観光客のマーケティング調査

- ・外国人観光客の観光ニーズを把握するため、マーケティング調査を行う。

8 課題解決に必要な個別事業例 2

No.	想定する事業 / 手法名	想定する事業概要	事業の目的・目指す成果
1	外国人観光客誘致促進事業 【組替新規】 H22 重点事業 (外国人観光客誘致促進事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・マスコミ及びエージェントの招請 ・地元旅行紙及び電子媒体を使ったPR ・商品造成への支援 ・各種プロモーションの実施 ・大連及びソウル事務所の観光PR機能の強化 ・広域連携による取組強化 ・香港や中国本土における観光コーディネーターの委嘱 ・みやぎ留学生サポーター制度の創設 	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城の良さを多くの人たちに知ってもらうことにより、旅行を希望する者に対して、宮城の選択を促し、重点地域から宮城への観光客の増加を目指す。
2	外国人観光客誘客モデル事業 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ・本県が誇る農林水産工業、医療などの質の高い観光素材を活かした観光の推進 ・外国人向け産業観光モデル事業の実施 ・海外からの教育旅行誘致モデル事業の実施 ・中国人富裕層向け医療観光モデル事業の実施 ・企業の報奨旅行の誘致促進 ・各種モニターツアーの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・本県が誇る農林水産業、工業を観光資源として、多くの外国人の本県への誘客を目指す。 ・医療については、継続的な中国人富裕層の誘客を目指す。
3	外国人観光客受入体制整備事業 【組替新規】 H22 重点事業 (みやぎ観光戦略受入基盤整備事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・多言語対応の案内板、パンフレットやホームページの充実 ・通訳及びガイドの育成、留学生を活用したボランティア育成 ・語学・文化等の研修会の実施を通じた受入人材の育成 ・両替所及び銀聯カードへの対応支援 ・ホテル旅館向け、観光関係者向けのおもてなし受入研修会の実施 ・地域の観光素材の磨き上げによる、外国人観光客受入の強化 ・マーケティング調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・言葉や風習の違いなどの心理的なバリアを軽減し、観光客が気軽に快適に旅行ができる体制を整える。 ・県内での外国人対応の観光素材の磨き上げを行うことにより、地域でもてなす観光地づくりを推進する。 ・マーケティング調査を実施することにより、外国人の観光ニーズの把握と、県内観光関係者のニーズを把握し、今後の観光振興に活かす。

2 現時点において想定する事業名、事業概要等について記載願います。

政策課題対応方針検討資料

主担当部局名（農林水産部）

1 政策課題（テーマ）		農林水産業の競争力強化（第2期みやぎ食と農の県民条例基本計画の推進）		
4つの主要政策における10の課題（該当の有無）		該当（農林水産業の競争力強化）		非該当
2 関連する将来ビジョン実現に向けた33の取組（第2期行動計画）		左に該当する評価原案（評価対象年度：H21年度） 1		
(1) No. 3	（豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興）	（施策の成果）	概ね順調	（方向性） 現在のまま継続
(2) No. 6	（競争力ある農林水産業への転換）	（施策の成果）	概ね順調	（方向性） 現在のまま継続
(3) No. 7	（地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保）	（施策の成果）	概ね順調	（方向性） 現在のまま継続
3 担当部局				
主担当の部局（課室名）		農林水産部（農林水産政策室，農業振興課）		
関係する部局（課室名）				
4 政策課題として提案した理由（次年度に向けて、県として「特に」重点的に取り組む必要性）				
<p>現在の「みやぎ食と農の県民条例基本計画」は、平成13年10月に策定され、平成22年度までを計画期間とし、本計画に基づき、各種の取組を展開してきた。</p> <p>しかし、本県の農業・農村を取り巻く状況は、担い手の高齢化、農畜産物の価格低迷、産地間競争の激化など、依然として厳しい状況が続いている。本県では「食材王国みやぎ」を掲げて販路拡大等に取り組んでいるものの、その認知度は必ずしも高いとは言えず、より一層、県産農林水産物の情報発信と消費者・生産者相互の信頼関係を構築していく必要がある。また、農村地域においては、急速な少子・高齢化の進展によって地域活力の低下が進むとともに、農業の担い手も高齢化しており、異業種からの参入を含めた多様な担い手の確保・育成が急務となっている。また、本県の食料自給率は東北6県の中で最も低いうえに、近年、不作付地が増加しており、食料自給率向上に向けて農地の有効活用を促進する必要がある。さらにバランスのとれた農業構造に転換するため、重点振興品目を中心とした産地づくりによる園芸振興や全国和牛能力共進会の開催（平成29年）に向けて質量兼備の種雄牛育成の加速化を図る必要がある。</p> <p>このことから、現在策定中の平成32年度までを計画期間とする「第2期みやぎ食と農の県民条例基本計画」（以下「第2期基本計画」という。）では、「消費者と農業者の相互理解の促進」、「多様な担い手の確保・育成」、「農地の有効活用と園芸・畜産の振興」を重点的に推進することとし、食料自給率向上の取組強化とともに、農業を『若者があこがれる魅力ある産業』に変革し、競争力のある農業への転換を目指すものとしている。平成23年度は、第2期基本計画の初年度にあたり、これら3つの重点項目を中心に本県農業・農村の振興を着実に推進する必要がある。</p>				
5 現状と課題（分析）				
<ul style="list-style-type: none"> ・本県は多彩な食材に恵まれているが、その認知度は必ずしも高くない。 ・農産物の産地間競争が激化している中で、本県の農畜産物の差別化が十分に図られていない。 ・国内外の食をめぐる事件・事故が発生しており、安全・安心な食料供給が一層求められている。 ・本県の食料自給率（カロリーベース）は、平成20年度（概算値）で76%と、東北6県の中では最も低い。 ・農業の後継者不足により農村の高齢化・人口減少が進み、不作付地の拡大などによって耕地利用率は年々減少し、農村の活力低下に歯止めがかからない状況にあり、担い手の確保・育成が急務である。 ・需給調整による米の生産量減少が大きな要因となり、本県農業産出額は低迷している。 ・稲作中心の農業となっており、収益性の高い園芸・畜産の振興を図る必要がある。 ・燃油や肥料・飼料価格等の高騰と農畜産物の価格低迷により、農業経営の圧迫等が続いている。 ・平成22年3月に「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定され、戸別所得補償制度の導入が盛り込まれるなど、農業に関する国の政策が大きく変化している。 				
6 課題検討の進め方		部局内組織		
<p>既に部内に以下の検討組織を設置し、計画策定や事業立案についての検討を行っている。第2期基本計画全体の施策の検討は、まず担当者による施策検討チームで作業を行い、次に農業技術補佐による農業政策推進部会でその内容を検討、協議している。さらに、2つの農業重点プロジェクト（食と農の相互理解、新規就農者の確保と育成）については別途、部内で組織を越えた検討組織を設置し、検討を進めている。</p> <p>（検討組織と会議開催状況）</p> <p>1 施策検討チーム会議（担当者会議）；4月～7月 2～3回開催</p> <p>2 農業政策推進部会（農業技術補佐会議）；4月～7月 4回開催</p> <p>3 農業重点プロジェクト推進チーム会議；4月～7月 5～6回開催</p> <p>※産業振興審議会農業部会（H21年度3回開催、H22年度3回開催予定） H22年度第2回目（7月30日開催）；第2期基本計画中間案の検討</p>				
1 会議開催状況など、課題検討状況を記載願います。				

7 政策課題への対応方針(案)			
(1) 課題解決のために目指す方向			
1 消費者と農業者の相互理解の促進 消費者の食の安全・安心に対するニーズの高まりを受けて、化学肥料や農薬を低減する環境保全型農業の取組を支援するとともに、農産物の生産管理や農産加工品の品質・衛生管理を推進する。そのような農業者の取組や県産農産物の情報発信を強化し、また、消費者と農業者の交流機会の拡大や地産地消、食育の取組を通じ、県産農産物の消費拡大を図る。			
2 多様な担い手の確保・育成 若者があこがれる農業の牽引役となるアグリビジネス経営体の育成や地域農業の中核である集落営農組織等の経営安定化、異業種からの参入も含めた新規就農者の確保・育成を推進する。			
3 農地の有効活用と園芸・畜産の振興 売れる米づくりや米粉・飼料用米の生産によって水田など農地の有効活用を推進するとともに、園芸の産地づくりや質量兼備の種雄牛育成の加速化等により収益性の高い園芸、畜産の振興を図り、農業経営の安定化に向けた取組を強化する。			
(2) 課題解決のために必要な施策			
1 消費者と農業者の相互理解の促進			
(1) 食の安全・安心の確保と環境保全型農業の推進			
・農業生産工程管理 (GAP)やトレーサビリティの推進、農産加工品の品質・衛生管理対策、環境保全型農業の取組を推進する。			
(2) 消費者と農業者の交流機会の拡大			
・グリーン・ツーリズムや小中学校における農業体験学習、産地見学の推進等を支援する。			
(3) 地産地消及び食育の一層の推進			
・食料自給率向上県民運動の展開、地産地消推進の取組、食育推進ボランティアの育成・活用への支援を行う。			
2 多様な担い手の確保・育成			
(1) アグリビジネス経営体の育成			
・付加価値の高い直売・加工など新規部門の取組や経営管理の向上への支援を行う。			
(2) 地域農業の中核となる集落営農組織等の経営安定化と発展			
・関係機関等との連携による支援体制の強化や集落営農組織の営業力・販売力向上に向けた取組等への支援を行う。			
(3) 新規就農者の確保・育成の推進			
・就農相談体制の整備、農業大学校等における実践的な研修制度の充実、資金貸付制度の実施を推進する。			
(4) 異業種からの農業参入の促進			
・市町村への企業参入に向けた意識啓発、企業に対するワンストップサービスの展開と情報提供、参入希望企業と地域のマッチング支援等を推進する。			
3 農地の有効活用と園芸・畜産の振興			
(1) 農地の有効活用			
・生産基盤となる農地の整備・集積化、ニーズに対応した売れる米づくりの推進、米の低コスト生産への支援、米粉・飼料用米の生産拡大、麦類・大豆の安定供給体制の確立を推進する。			
(2) 園芸・畜産の振興			
・重点振興品目を中心とした園芸の産地づくりや生産技術の改善や施設整備など低コスト化、省力化に向けた取組への支援を行う。			
・質量兼備の優れた種雄牛造成の加速化や経営の強化等を推進する。			
(3) 販売力の向上			
・県産農産物のブランド化の一層の推進、インターネットを活用した情報発信から販売まで行える仕組みを構築するなど、販売力の向上を図る。			

8 課題解決に必要な個別事業例 2			
No.	想定する事業 / 手法名	想定する事業概要	事業の目的・目指す成果
1	環境にやさしい農業定着促進事業 【拡充】 ※H22 重点事業	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全活動の可視化 県認証・表示制度の運用 エコファーマーの育成 有機農業の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 認定エコファーマー数や環境保全型農業の栽培面積の増加 消費者の環境保全型農業への理解向上

No.	想定する事業 / 手法名	想定する事業概要	事業の目的・目指す成果
2	食と農の架け橋推進プロジェクト 【組替新規】 ※H22 重点事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費者と農業者の交流機会の拡大 グリーン・ツーリズムの資源開発 受入地域の拡大など体制づくり 専門アドバイザー派遣による支援 県内小学校への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 受入施設の集客数増加と所得の向上 農山漁村への交流人口の増加。 農林漁業体験学習の取組学校数や児童数の増加
3	県民運動の展開 ・みやぎの食料自給率向上運動事業 ・食育・地産地消推進事業 ※H22 重点事業	<ul style="list-style-type: none"> 食料自給率向上の啓発 標語の募集と学習会の開催 地産地消意識の普及・啓発 食育推進ボランティアの育成・活用 	<ul style="list-style-type: none"> 国内外の食料事情や県産食材への理解向上 食料自給率向上に対する県民意識の醸成 地産地消と食育の推進による県産農産物への理解向上と消費の促進
4	学校給食自給率向上対策事業 【組替新規】 ※H22 重点事業	<ul style="list-style-type: none"> 県産食材の利用拡大に向けた普及・啓発活動 学校給食関係者を対象とした研修会などの開催 	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食での県産農産物の利用拡大
5	新世代アグリビジネス総合推進事業	<ul style="list-style-type: none"> アグリ経営者養成講座の実施 施設整備への補助 農産物直売・加工ビジネスへの支援 	<ul style="list-style-type: none"> アグリビジネス経営体数の増加 新たなビジネスや地域雇用の創出
6	集落営農ステップアップ支援事業 【拡充】 ※H22 重点事業	<ul style="list-style-type: none"> 新たな作物や農産加工の導入等の取組への支援 集落営農の組織化・法人化に必要な農業用機械等の導入支援 	<ul style="list-style-type: none"> 集落営農組織の経営力強化 地域農業の活性化
7	新たな担い手育成プロジェクト 【拡充】 ※H22 重点事業 (新規就農者確保育成総合支援事業)	<ul style="list-style-type: none"> 実践的な農業研修に向けた体制整備 就農に必要な経費の負担軽減 農業大学の教育内容・研修制度の充実 企業の農業参入の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 次代の青年農業者等の継続的な確保・育成 異業種からの農業参入の増加
8	水田有効活用促進事業 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> 地域協議会へのビジョン作成助成 担い手への農地集積支援システムづくり 新規需要米の生産拡大の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 水田の有効活用と不作付地の減少 新規就農者の移住等による地域の活性化 食料自給率の向上
9	耕作放棄地対策事業 ※H22 重点事業	<ul style="list-style-type: none"> 集落ぐるみ実践活動支援 アドバイザーの派遣 研修会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 耕作放棄地の解消 食料自給率の向上
10	みやぎ米づくり推進事業 【組替新規】 ※H22 重点事業	<ul style="list-style-type: none"> 水稲直播等低コスト生産技術の開発・普及 実需ニーズに対応した米づくりの推進 みやぎ米の情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> 低コスト・安定生産の実現 「みやぎ米」ブランドの確立 水田農業の安定経営
11	園芸振興戦略総合対策事業 【組替新規】 ※H22 重点事業	<ul style="list-style-type: none"> 重点園芸品目、地域特産園芸品目の振興 商品力強化及び情報発信 農業生産工程管理 (GAP)の推進 加工・業務用野菜の産地育成に向けた栽培実証及び技術開発 	<ul style="list-style-type: none"> 地域特産園芸品目の生産拡大 農産物の安全性確保 加工業務用野菜の産地育成 園芸産出額の増大
12	肉用牛改良プラン推進事業 【拡充】 ※H22 重点事業 (みやぎの優良肉用牛生産振興対策事業)	<ul style="list-style-type: none"> 計画交配による高能力種雄牛の選抜 育種組合、和牛改良組合の改良事業の推進 地域の特色ある肉用牛経営の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 質量兼備の種雄牛の造成 県産牛のブランド力向上

No.	想定する事業 / 手法名	想定する事業概要	事業の目的・目指す成果
13	<ul style="list-style-type: none"> ・県産ブランド品確立支援事業 ・地域イメージ確立推進事業 【組替新規】 ※H22 重点事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「食材王国みやぎ」厳選食材情報発信サイトの創設 ・セミナーや料理教室等の開催 ・ブランド化に必要なマーケティングや情報発信等の取組への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・県産農産物の知名度向上 ・県産ブランド品の確立 ・地域イメージの確立
14	AKOGARE農プロジェクト推進事業 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ・各圏域における課題解決に向けて、地域の特性を生かした取組への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域ごとの課題解決

2 現時点において想定する事業名, 事業概要等について記載願います。

政策課題名（テーマ）

「農林水産業の競争力強化」 （第2期みやぎ食と農の県民条例基本計画の推進）

現状と課題

- 県産農林水産物の認知度は必ずしも高くない
- 産地間競争の激化
- 安全・安心な食料供給が求められている
- 農業の後継者不足により農村の活力低下
- 本県の食料自給率は東北6県の中で最も低い。
- 農地面積の減少、不作付地の増加
- 主要な生産物である米の生産量減少と販売価格の下落により本県農業産出額の低迷
- 稲作中心の農業構造であり、収益性の高い園芸・畜産の振興も図る必要がある
- 燃油や飼肥料など生産資材の高騰と農畜産物価格の低迷による経営の悪化

課題解決のために必要な施策

1 消費者と農業者の相互理解の促進

- (1) 食の安全・安心の確保と環境保全型農業の推進
- (2) 消費者と農業者の交流機会の拡大
- (3) 地産地消及び食育の一層の推進

2 多様な担い手の確保・育成

- (1) アグリビジネス経営体の育成
- (2) 地域農業の中核となる集落営農組織等の経営安定化と発展
- (3) 新規就農者の確保・育成の推進
- (4) 異業種からの農業参入の促進

3 農地の有効活用と園芸・畜産の振興

- (1) 新規需要米の生産拡大等による水田の有効活用の推進
- (2) 園芸の産地づくりの推進と肉用牛の能力向上など畜産の振興
- (3) ブランド化や情報発信の強化による販売力の向上

課題解決に必要な個別事業例

- ・環境にやさしい農業定着促進事業【拡充】：環境保全型農業の推進
- ・食と農の架け橋推進プロジェクト【組替新規】
：グリーン・ツーリズムや子供達の農業体験学習の推進
- ・県民運動の展開：食料自給率向上の啓発，地産地消・食育の推進
みやぎの食料自給率向上運動事業【継続】
┌ 食育・地産地消推進事業【継続】
- ・学校給食自給率向上対策事業【組替新規】：学校給食での県産農産物の利用拡大

- ・新世代アグリビジネス総合推進事業【継続】
：アグリビジネス経営体の育成強化
- ・集落営農ステップアップ支援事業【拡充】
：集落営農組織の経営力強化など，法人化に向けた取組支援
- ・新たな担い手育成プロジェクト：新規就農者の確保・育成，企業の農業参入の推進
新規就農者確保育成総合支援事業【拡充】
┌ 農業大学校運営事業【継続】
- └ 企業の農業参入支援事業【拡充】

- ・水田有効活用促進事業【新規】
：担い手への農地集積や新規需要米の生産など水田の有効活用の推進
- ・耕作放棄地対策事業【継続】：耕作放棄地解消に向けての取組支援
- ・みやぎ米づくり推進事業【組替新規】
：低コスト生産技術の開発・普及や「みやぎ米ブランド」の確立
- ・園芸振興戦略総合対策事業【組替新規】
：地域の重点作物や加工・業務用野菜の産地づくり，GAPの推進
- ・肉用牛改良ブラン推進事業【拡充】：質量兼備型の種雄牛造成の加速化
- ・県産ブランド品確立支援事業/地域イメージ確立推進事業【組替新規】
：ブランド化の推進や食品情報発信サイトを活用した販売ツールの創出

・AKOGARE 農プロジェクト推進事業【新規】：各圏域特有の課題への対応

第2期みやぎ食と農の県民条例基本計画の推進

競争力のある農業への転換

政策課題対応方針検討資料

主担当部局名 (経済商工観光部)

1 政策課題 (テーマ)	多様な雇用対策 (産業集積の加速と多様な雇用対策)	
4つの主要政策における10の課題 (該当の有無)	該当 (多様な雇用対策)	非該当

2 関連する将来ビジョン実現に向けた33の取組 (第2期行動計画)	左に該当する評価原案 (評価対象年度:H21年度) 1		
(1) No. 1 (地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興)	(施策の成果) 概ね順調	(方向性) 現在のまま継続	
(2) No. 10 (産業活動の基礎となる人材の育成・確保)	(施策の成果) 概ね順調	(方向性) 現在のまま継続	
(3) No. 18 (多様な就業機会や就業環境の創出)	(施策の成果) やや遅れている	(方向性) 現在のまま継続	

3 担当部局	経済商工観光部 (富県宮城推進室, 新産業振興課, 自動車産業振興室, 産業立地推進課, 商工経営支援課, 産業人材対策課, 雇用対策課)	
主担当の部局 (課室名)	経済商工観光部 (富県宮城推進室, 新産業振興課, 自動車産業振興室, 産業立地推進課, 商工経営支援課, 産業人材対策課, 雇用対策課)	
関係する部局 (課室名)	教育庁(高校教育課)	

4 政策課題として提案した理由 (次年度に向けて、県として「特に」重点的に取り組む必要性)
<p>(若年者の雇用対策)</p> <p>本県の経済情勢は、一部に改善の兆しは見られるものの、雇用情勢については、依然として見通しが不透明な状況にある。有効求人倍率は、3月0.42、4月0.41、5月0.41となるなど、昨年末と比較してやや上向きの動きが見られるが、若年者、特に今年3月に卒業した高校生の就職内定状況が91.4% (4月末時点) で、対前年同月比▲2.9ポイントと大変厳しい結果となった。来春以降卒業の高校生についても、厳しい雇用情勢が想定されることから、これら高校生への円滑な就職に向けた支援や未就職者への支援が必要となっている。</p> <p>(離職者の雇用対策)</p> <p>一昨年秋のリーマンショックによる離職者への支援として、雇用関連基金を活用し、市町村と一体で新規雇用に努めており、平成22年3月末で延べ雇用者数は、4,849人となるなど、順調に推移している。今後、目標達成に向け、引き続き取組を着実に進めていく必要がある。</p> <p>(産業集積による雇用機会の創出)</p> <p>平成25年度までに、160件の企業を誘致し、これまでの立地決定企業等と合わせ新たに一万人分の雇用の場を創出することとしており、今後の有力企業の工場着工や操業開始と相まって、関連企業のさらなる進出や地元関連企業の取引拡大の加速による雇用の場の創出が見込まれるが、引き続き地元企業への支援や人材育成等を行っていく必要がある。</p>

5 現状と課題 (分析)
<p>(新規高卒者支援)</p> <p>新規高卒者の就職対策では、昨年秋に県と県教委、宮城労働局の三者で共同声明を発表するなど、関係機関の連携を深めるとともに、緊急的な措置として「緊急新規高卒者就職促進奨励金制度」を導入し、雇用機会を創出したが、今後とも、IT等の分野における職業訓練の実施や関係機関との連携による就職面接会の開催等により、早期の就職支援及び未就職者対策を図ることとしている。</p> <p>(離職者支援)</p> <p>離職者等の就職対策では、引き続き県、市町村での基金を活用した雇用創出対策の実施のほか、民間等からの提案も受け入れ、緊急的な雇用を創出するとともに、再就職支援のための職業訓練の強化等を図ることとしている。</p> <p>(一万人分の雇用機会の創出)</p> <p>雇用機会の創出では、引き続き自動車や高度電子機械等の重点産業4分野を中心とした企業誘致を推進するとともに、自動車や高度電子機械産業の振興協議会の活動を支援し、地元企業の取引拡大に向け、展示商談会等のマッチング支援や技術高度化等のレベルアップ支援、新規参入支援の取組を充実していく。</p> <p>以上から、さらなる企業誘致、地元企業の取引拡大、各地域・各産業への効果波及 (雇用創出を含む) など、「富県宮城の実現」に向けた取組の加速と雇用経済対策の推進を行う必要がある。</p>

6 課題検討の進め方	1	部局内組織(関係部局含)
<p>(新規高卒者支援)</p> <p>○「みやぎ産業人材育成プラットフォーム若年者雇用対策部会」での対策等の検討 第1回:H22.4.20開催, 第2回:6.9開催, コアメンバー会議:6.24開催 以降, 隔月(偶数月)開催予定</p> <p>○「圏域版産業人材育成プラットフォーム」(H22新たに設定予定)での対策等の検討 関係機関の実務者レベルでの目線合わせを行うとともに、圏域の特性等に応じた対応策等について検討</p> <p>○その他、以下の会議等を活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進路指導担当者研修会 校長会等を通じて、早期の就職指導、早期の意思決定等を指導していく。 ・進路支援担当者連絡会議(進路支援担当教員, キャリアアドバイザー等の情報交換の場) 雇用情勢等の情報提供, キャリアアドバイザー等が企業訪問等を行い、新規の就職先開拓に努めていく。 ・企業と高等学校教諭との意見交換会(労働局等が主催) 地元中小企業等に対して地元学校の魅力を積極的にアピールしていく。 		

1 会議開催状況など、課題検討状況を記載願います。

7 政策課題への対応方針(案)

(1) 課題解決のために目指す方向

これまでの「富県宮城の実現」に向け、様々な取組を積極的に展開した結果、将来の経済成長に向けた「礎」が形成されつつあり、今後、さらなる企業誘致を進めるとともに、地元企業の取引拡大に向けた支援や産業集積等の成果を様々な産業分野や県内各地域への波及に努め、新たな雇用機会の創出につなげていく。

1 さらなる企業誘致

- 重点分野と位置付けた「自動車」「高度電子機械」「食品関連」「クリーンエネルギー関連」の各産業を中心に、市町村と一体となって、さらなる企業誘致を推進する。
- 企業誘致の推進のため、本県の優れた投資環境の積極的なPRや、長期低利融資や奨励金の交付等を行い、企業の初期投資の軽減を図る。あわせて、既存工場の県外移転防止のため、工場拡張や県内移転に対しても優遇制度を活用する。

2 地元企業の取引拡大に向けた支援

- 自動車産業の取引拡大
 - 自動車関連の県内企業の取引拡大を図り、雇用の拡大・安定を図る。
- 高度電子機械産業の取引拡大
 - 本県の次世代産業構造を牽引する高度電子機械産業、最先端の研究によって生み出された高度な技術を内包する電子部品・電気機械関連産業の集積地域形成を図るため、みやぎ高度電子機械産業振興協議会の活動を通じて、県内企業の本市場分野に対する新規取引の獲得、取引の拡大を目指す。

3 雇用対策

(新規高卒者支援)

- 新規高卒者就職支援の体制整備
 - 一人でも多くの高卒者が早期に安定した就職先が決定するよう、積極的に就職支援に取り組むため、県、県教委、宮城労働局の三者を中心とした関係機関等の体制整備を図る。
 - 新規高卒者就職支援の機能強化
 - 関係機関が連携を図り就職支援に取り組むことにより、就職支援の機能強化を図る。
 - 新規高卒者就職支援のための職業訓練の拡充及び訓練環境の整備
- (離職者支援)
- 厳しい雇用情勢を踏まえ、引き続き行政主導による雇用機会を創出する。
 - 再就職支援を図ることを目的とした職業訓練を引き続き実施する。

4 その他

- 産業集積等の成果を様々な産業分野や県内各地域への波及に努め、雇用機会の創出につなげる。

(2) 課題解決のために必要な施策

1 さらなる企業誘致

- 優良企業への個別訪問や金融機関・関係機関との連携による企業投資情報の収集や、東京及び名古屋地区における企業立地説明会の開催を行う。

2 地元企業の取引拡大に向けた支援

- 自動車産業の取引拡大
 - 地元企業の取引拡大を図るためマッチング支援やレベルアップ支援、新規参入支援を行う。
- 高度電子機械産業の取引拡大
 - 本県の基幹産業である高度電子機械関連企業（県内製造品出荷額の3割を占める）に対し、技術的な関連性を重視した複数の高付加価値市場への参入を図るべく、産・学・官・金による技術高度化支援や経営革新支援を行っていく。
 - 特に、今後、高い成長が期待される「半導体製造装置市場（太陽電池製造装置を含む）」「医療健康機器市場」「エネルギーデバイス市場」「航空機市場」に関しては、それぞれ設立した市場・技術研究会の活動を通し、それら市場での取引創出・拡大を目指す。
- その他
 - 企業ニーズへの迅速かつ機動的な対応を図るため、地方振興事務所が主体となる企業訪問を強化し、今後4年間で3,500件の訪問を行う。

3 雇用対策

(新規高卒者支援)

- 体制整備：（仮称）新規高卒者就職問題対策会議の開催
 - H23年3月高卒者の就職状況も厳しいことが予想されることから、県、県教委、宮城労働局の三者による会議を開催（継続）し、共同声明を発表し広く県民に対し支援対策広報を行う。
- 機能強化
 - 求人の確保、拡大：県内経済団体及び事業主に対する雇用要請（全県・圏域）の実施、求人開拓や企業情報の収集・提供、進路指導担当者の指導等を行う就職支援専門監の配置（教育庁）、新規高卒者雇用創出融資制度の創設を行う。
 - 企業と高校生のマッチング：就職面接会や高校説明会の開催、企業情報誌や高校情報誌（HP）の作成・配布、模擬就職面接、就職内定者就業体験や就職後定着セミナー（合同研修会）を開催する。
 - 高卒未内定者就職支援：出前カウンセリングの実施
 - ジョブカフェの機能拡充：これまでの若年者就職支援の実績を活かし、現行のキャリア教育セミナーの対象者を拡大するなど就職支援を図るほか、新規高卒未就職者の早期のジョブカフェ利用を推進する。
- 職業訓練の拡充及び訓練環境の整備
 - 高等技術専門校の普通課程の訓練定員枠を拡大する。
 - 耐震強度が不足している高等技術専門校の本館・実習棟の安全性を確保するため、計画的に耐震補強工事を実施する。

(離職者支援)

- 2基金事業を活用し、平成23年度までの雇用創出目標（11,263人）を達成するため、引き続き市町村と連携し雇用機会を創出する。
- 県が委託した民間訓練施設において、再就職に必要な知識・技能の習得のための職業訓練を実施する。
- みやぎ雇用創出対策事業（離職者再就職奨励金）を活用し、非自発的離職者の再就職を促進する。

4 その他

- 各圏域に市町村や地域の産業団体等で構成する「地域懇談会」を開催し、地域における「富県宮城の実現」に関する一層の情報共有と連携強化を図る。

8 課題解決に必要な個別事業例 2

No.	想定する事業/手法名	想定する事業概要	事業の目的・目指す成果
1	企業立地説明会開催事業	<ul style="list-style-type: none"> 企業立地セミナーの開催 業界団体現地説明会の実施 など 	企業への説明会を重点的に開催することにより、企業誘致を推進する。
2	立地PR資料作成事業	<ul style="list-style-type: none"> 企業立地ガイド、工場団地図の作成 ホームページ等の作成 	各種PR資料の作成により、投資環境や企業誘致施策を広く周知し、企業の立地及び雇用の創出につなげる。
3	みやぎ企業立地奨励金事業 ※H22 重点事業 (みやぎ企業立地奨励金事業)	県内に工場等を設置した企業に対し、投下固定資産額又は新規雇用者数に応じて奨励金を交付	奨励金の交付により、立地促進を図るとともに、既存工場の県外移転を防ぐ。
4	工場立地促進資金貸付事業	本県に立地する企業に対し、用地取得費を金融機関が長期低利で融資する資金の貸付等	資金貸付により、立地へのインセンティブを図り、企業誘致を推進する。
5	自動車関連産業特別支援事業 ※H22 重点事業 (自動車関連産業特別支援事業)	取引拡大のための展示商談会、レベルアップのための自動車の分解研修や生産現場改善指導、カーエレクトロニクス関連人材育成のための研修、新規参入を促すセミナーなどを開催	県内企業の取引拡大、レベルアップ、新規参入等を促進する。
6	高度電子機械産業集積促進事業 ※H22 重点事業 (高度電子機械産業集積促進事業)	新規市場参入のヒントとなる記念講演や市場セミナーを開催するほか、各市場・技術研究会において、技術セミナーを開催し、また、発注企業とのビジネスマッチングを進める。	県内企業の高度電子機械産業市場に対する新規取引の獲得、取引の拡大を目指す。
7	企業訪問強化プロジェクト ※H22 重点事業 (企業訪問強化プロジェクト)	<ul style="list-style-type: none"> 企業訪問の実施 各種情報の提供 	企業の現状やニーズの把握、相談への的確な対応や、行政の施策や各種情報の迅速な提供により、「富県宮城の実現」に向けた産業活動を支援する。
8	産業地域等雇用対策事業 【一部新規】	<ul style="list-style-type: none"> 求人の確保・拡大のための雇用要請(全県・圏域ごと) 就職支援専門監の配置(教育庁) 	一人でも多くの高校生が早期に安定した就職ができるように、求人を確保・拡大し就職内定率の向上を図る。
9	新規高卒者雇用創出融資事業 【新規】	新たに新規高卒者の雇用を行う県内中小企業の人件費等の資金繰りを融資により支援する。	高校生の就職の促進と県内中小企業の若く優秀な人材確保を支援する。
10	高卒就職者援助事業 【一部新規】 ※H22 重点事業 (高卒就職者援助事業)	<ul style="list-style-type: none"> 就職面接会、企業説明会及び高校説明会の開催 出前カウンセリングの実施 模擬面接、就職内定者就業体験、就職後定着セミナー(合同研修会)の開催 	一人でも多くの高校生が早期に希望する職種に就職ができるように、企業と高校生のマッチングの機会を増やし、就職内定率の向上と就職後の定着を図る。
11	労働能力対策事業・学卒者対策事業【一部組替】	企業情報誌・高校情報誌(HP)の作成	企業及び高校にそれぞれが必要とする情報を提供することにより、高校生の就職の促進と企業の人材確保を支援する。
12	ものづくり人材就職・職場定着支援事業【一部新規】 ※H22 重点事業 (ものづくり人材育成確保対策事業)	<ul style="list-style-type: none"> 高校生等に対する「キャリア教育セミナー」及びキャリアカウンセリングの実施 若年求職者に対するものづくり人材確保支援セミナー等の実施 	富県宮城を支える「ものづくり人材」の確保するため、県内高校生及び若年求職者等に対して、製造業に対する正しい知識を提供し理解を深めるとともに、職業意識や勤労観の形成を促進し、県内製造業への就職拡大や早期離職の防止を図る。
13	進路達成支援事業<教育庁> ※H22 重点事業 (進路達成支援事業)	<ul style="list-style-type: none"> 進路探求ワークショップの開催 就職達成セミナーの実施 	生徒の進路希望にかかわらず、自らの生き方を考えさせ、志を持って高校生活を送ることができるよう支援するとともに、高校3年生の就職内定率はもちろん、進路達成率の向上を図る。
14	県立高等学校キャリアアドバイザー事業(緊急雇用創出事業)<教育庁>	全県立高等学校に進路支援を専門に担当するキャリアアドバイザーを配置する。	生徒の希望する進路達成のため、キャリア教育と職業教育の充実を図り、就職内定率及び進路達成率の向上を目指す。

No.	想定する事業 / 手法名	想定する事業概要	事業の目的・目指す成果
15	新規高卒未就職者対策事業 (緊急雇用創出事業) <教育庁>	卒業時に未就職の生徒を県立学校等に配置し、事務補助、実習補助当の業務を通し、就職支援と職能開発を行う。	臨時職員としての雇用の確保を図るとともに、正規採用に向けた研修プログラムを実施し、正規雇用の拡大を図る。
16	緊急雇用創出事業 ※H22 重点事業 (緊急雇用創出事業)	離職者等の次の雇用への一時的な雇用・就業機会の創出等を目指す。	県及び市町村が直接雇用や委託事業等を実施し、平成23年度までに9,342人の新規雇用を創出する。
17	ふるさと雇用再生特別基金事業 ※H22 重点事業 (ふるさと雇用再生特別基金事業)	離職者等の安定的な雇用機会の創出を目指す。	県及び市町村が地域ニーズを踏まえた委託事業を実施し、平成23年度までに1,921人の新規雇用を創出する。
18	緊急雇用対策訓練事業	新たな職業に就こうとする離職者等に対し、再就職に必要な知識・技能の習得のための職業訓練を実施する。	離職者の早期再就職を図る。
19	県立高等技術専門校耐震安全性確保事業【新規】	耐震診断の結果、耐震強度不足が指摘された建築物の耐震補強工事を実施する。	近い将来高い確率で発生が予想される宮城県沖地震による建築物倒壊を防止し、訓練生の安全確保を図る。
20	みやぎ雇用創出対策事業 (再就職促進奨励金)	県内の厳しい雇用情勢に対応するため、リストラ等で離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、これらの者を雇用した事業主に対して奨励金を支給する。	非自発的離職者の再就職を促進する。

2 現時点において想定する事業名, 事業概要等について記載願います。

政策課題対応方針検討資料

主担当部局名 (保健福祉部)

1 政策課題 (テーマ)		子育て支援 (県民運動の推進)	
4つの主要政策における10の課題 (該当の有無)		該当 (子育て支援)	非該当
2 関連する将来ビジョン実現に向けた33の取組 (第2期行動計画)		左に該当する評価原案 (評価対象年度:H21年度) 1	
(1) No. 13 (次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり)		(施策の成果) やや遅れている	(方向性) 見直しが必要
(2) No. ()		(施策の成果)	(方向性)
(3) No. ()		(施策の成果)	(方向性)
3 担当部局			
主担当の部局 (課室名)		保健福祉部 (子育て支援課)	
関係する部局 (課室名)		総務部 (私学文書課), 環境生活部 (共同参画社会推進課), 経済商工観光部 (雇用対策課), 教育庁 (教育企画室・義務教育課・生涯学習課)	

4 政策課題として提案した理由 (次年度に向けて、県として「特に」重点的に取り組む必要性)
<p>本県の子育て支援事業に関しては、県民意識調査によれば、関心度・重視度が高い (共に80%超) 一方で満足度は低く (約40%)、県民の期待に対し充分に応えていない状況にある。</p> <p>子育て支援に対する県民のニーズは年々増加・多様化しており、保育対策などの基礎的行政サービスによる支援だけではそれらニーズに対応していくことは難しく、自治体、企業、関係団体などが連携・協働し、社会全体で子育てを支援する機運を高める必要がある。</p> <p>平成22年3月に策定した「新みやぎ子どもの幸福計画 (後期計画)」でも掲げる、「地域全体での機運づくりとネットワークの形成促進」をより具体的な施策として推進するため、県民全体に訴えかける「県民運動」として、子育て支援活動をより推進するもの。</p>

5 現状と課題 (分析)
<p>子育て支援事業は、これまでも地域の実情に応じた取り組みが各個に行われてきた。そのため、事業実施者相互、又は地域相互の連携・協働が弱く、個々の事業はその地域でのみ完結することが多いことから、人材や企画を県全体で十分に活用することができていない。</p> <p>また、それら子育て支援事業に関する情報も、県民に対し十分に提供されているとは言い難く、特にインターネット上での情報提供が十分には図られていない。</p> <p>子育て支援にかかわる団体等が情報の提供と収集ができる機会、また、それを活用する立場の県民が幅広い情報を入手することができる体制、という両面を推進する必要がある。</p>

6 課題検討の進め方 1	部局内組織 (関係部局含)
<p>庁内検討会議において、子育て支援県民運動の事業概要案について説明した。今後、各課の事業との具体的な連携の仕方について検討する予定。</p> <p>(会議開催状況) H22.7.6 第1回庁内検討会議</p>	

1 会議開催状況など、課題検討状況を記載願います。

7 政策課題への対応方針(案)	
(1) 課題解決のために目指す方向	
1	行政主体の子育て支援から、地域コミュニティ主体の子育て支援への転換 <ul style="list-style-type: none"> 「支援を必要としている人」に「多様な人材のつながり」で「支援が行き届くための必要な活動」を提供。
2	事業効果が高く、持続可能な活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> 一定の成果を導いた後は、県は役割を縮小し、市町村等の自主的な活動への移行を図る。
(2) 課題解決のために必要な施策	
1	子育て支援を担う地域資源の発掘・活用 (1) 情報の集約と整理, 効果的な提供 <ul style="list-style-type: none"> 県内子育て(支援)関連情報の集約と, 情報発信の一元化を図る。 (2) 支援ネットワークの効果的活用 <ul style="list-style-type: none"> 子育て支援コーディネイト機能を強化するため県庁内各課同士又は, 行政とNPO等民間団体等とワーキングを実施し連携を図る。
2	県民協働の「子育て支援」意識啓発・醸成 (1) 市町村・支援センターの枠を越えたネットワーク形成の機会創出 <ul style="list-style-type: none"> 子育て支援にかかわる団体, 企業, 個人等をメンバーとする「子育て応援隊(仮称)」による活動推進。 「子育て応援隊(仮称)」メンバー相互による意見・情報交換の場の提供。 (2) 子育て支援協賛事業所企業の活用 <ul style="list-style-type: none"> 顧客に対し, 事業所企業が独自に行う活動を「子育て支援協賛事業(仮称)」として広く周知するとともに, その協賛事業所企業の拡充を図る。

8 課題解決に必要な個別事業例 2			
No.	想定する事業/手法名	想定する事業概要	事業の目的・目指す成果
1	子育て応援隊事業 【新規】	行政・公益団体・事業者及び子育て支援団体を中心とした子育て支援ネットワークを形成する。 応援テーマに沿った, 一体的な支援活動を実施する。	子育て支援における目標(応援テーマ)と立場(ネットワーク形成)を明確にし, より効果的な支援活動を促す。また, 地域社会全体で子育てを応援する機運の醸成を図る。
2	子育て支援HPによる情報提供 【新規】	県内の市町村, 事業者, 各種団体等による子育て支援情報を集約・整理し, 県民に向け発信する。 「子育て応援隊」隊員間の情報共有ツールとして活用する。	インターネットを通じた子育て情報の収集と提供により, 子育て支援活動の活性化とともに, 県民サービスの向上を図る。
3	みやぎっこ子育て家庭応援事業 【拡充】 ※H22 重点事業 (次世代育成支援対策事業)	「みやぎっこ応援カード」を県が発行・配布し, その提示により, 県民が協賛店舗でサービスを受領する。協賛店舗を県外に拡充する。	企業等と連携して, 子育て家庭を支援する機運の醸成を図る。
4	「子育てサミット」の開催 【新規】	「子育て応援隊」隊員及び県民が子育て(支援)に関する情報・意見交換する場を提供する。	「子育て応援隊」隊員相互の情報・意見交換により, 多様なニーズの創出と支援事業の供給を促進し, 地域の子育て支援活動の活性化を図る。

2 現時点において想定する事業名, 事業概要等について記載願います。

政策課題対応方針検討資料

主担当部局名 (保健福祉部)

1 政策課題 (テーマ)	子育て支援(待機児童解消の促進)	
4つの主要政策における10の課題(該当の有無)	該当 (子育て支援)	非該当
2 関連する将来ビジョン実現に向けた33の取組 (第2期行動計画)	左に該当する評価原案 (評価対象年度:H21年度) 1	
(1) No. 13 (次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり)	(施策の成果) やや遅れている	(方向性) 見直しが必要
(2) No. ()	(施策の成果)	(方向性)
(3) No. ()	(施策の成果)	(方向性)
3 担当部局		
主担当の部局 (課室名)	保健福祉部(子育て支援課)	
関係する部局 (課室名)	総務部(私学文書課), 教育庁(総務課)	

4 政策課題として提案した理由 (次年度に向けて、県として「特に」重点的に取り組む必要性)
<ul style="list-style-type: none"> ・少子化傾向にありながらも、就労形態の多様化や子育て世代の就労に対する意識の変化などを背景に保育需要は伸長傾向にある。 ・加えて、昨今の経済情勢を背景に、共働きを余儀なくされる子育て世帯の増加が見込まれる。 ・次代を担う子どもを安心して生み育てるためには、子育て中の親が仕事と育児を両立できる環境の整備が必要である。 ・真に子育て世代が安心して仕事と育児の両立を図るためには、保育の質が充実した環境の中で保育に欠ける児童の育ちを支援する必要がある。 ・よって、認可保育所の充足を第一に、家庭的保育や事業所内保育などとあわせ、待機児童の解消を促進する必要がある。

5 現状と課題 (分析)
<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年4月1日現在の待機児童は354人で、前年同月日と比較し、157人の減となり、平成21年度中に行った保育所整備等の成果が着実に反映されている。 ・一方、34市町村のうち16市町村が待機児童を抱えており、30人以上の待機児童を抱える市町村は7市町村で、新たに保育所の整備を行い待機児童に見合った定員増を図っても、新たな待機児童が生じている地域もある。 ・また、保育所の入所率が95.7%とほぼ満員の状況である一方、幼稚園の入所率は66.8% (公立45.9%, 私立73.2%)と空きがあり、子供の育ちを支える資源の有効活用が課題となっている。 ・さらに、3歳未満児の待機児童の割合は7割以上となっており、保育所における低年齢児の受け入れ枠の拡大も課題である。 ・平成22年度は、保育所の創設・増設により、14施設、716人の定員増が見込まれており、さらに待機児童解消が促進されることとなるが、保育所整備の財源となる「安心子ども基金」による保育所整備事業は、平成22年度までが実施期限となっており、財源確保が新たな課題となる。 ・公立保育所の施設整備費は、三位一体改革により平成18年度から一般財源化されており、施設整備に要する財源の確保が困難な状況となっている。 ・財源の確保はもとより、保育事業の実施主体である市町村においては、少子化傾向にある中で新たな施設を整備することへの懸念が強い。 ・よって、地域の実情に応じて柔軟な対応ができるような様々な手法による待機児童解消メニューの提示や財源の確保が必要となる。また、迅速な整備を促進するため、各種支援制度に関する情報提供や制度利用のための手続きが円滑に進められるよう側面支援の強化を図る必要がある。

6 課題検討の進め方 1	部局内組織(関係部局含)
<p>県がこれまで待機児童解消のために推進してきた取組みのほか、平成23年度以降については、特に幼稚園資源の有効活用という観点で待機児童の解消を推進したいと考え、幼稚園に関する事業や情報を所管する庁内関係機関と検討を行った。今後も引き続き検討を行う予定である。</p> <p>(会議開催状況)</p> <p>H22.7.6 第1回庁内検討会議</p> <p>H22.7.13 第2回庁内検討会議</p> <p>H22.8 第3回庁内検討会議 (予定)</p> <p>H22.9 第4回庁内検討会議 (予定)</p>	

1 会議開催状況など、課題検討状況を記載願います。

7 政策課題への対応方針(案)

(1) 課題解決のために目指す方向

- 1 幼稚園活用型保育事業の促進
同一地域内において、待機児童を抱え窮屈な保育環境の中で育つ児童がある一方、定員を大幅に下回る幼稚園が近隣に存在している。このような幼稚園資源の活用によりアンバランスを是正し、待機児童の解消を目指すもの。
- 2 送迎保育モデル事業の推進
同一地域内において、保護者の通勤途上とは反対方向に位置するなどの理由により定員割れの保育所が存在しながら待機児童等を抱える市町村において、送迎保育を推進することにより、必要最小限の投資により保育所整備の促進を図り待機児童等の解消を目指すもの。
- 3 低年齢児保育の推進
待機児童の7割以上を占める低年齢児（3歳未満児）の保育環境を整備し、待機児童の解消を目指すもの。

(2) 課題解決のために必要な施策

- 1 幼稚園活用型保育事業の推進
 - (1) 県内幼稚園の現況調査（H22年度）
保育所と幼稚園の共生を図るため、次の調査を行い、幼稚園活用型保育所整備の基礎データとするもの。
イ 県内幼稚園預かり保育実態調査
ロ 県内幼稚園余裕教室調査
ハ 保育所入所児童保護者の勤務形態調査
 - (2) 幼稚園活用型保育モデル事業の推進（H23年度～）
（1）により得た基礎データをもとに待機児童を抱える市町村とのヒアリングを経て、活用可能な幼稚園の抽出・事業主体の掘り起こしを行い、関係市町村との協議のもとモデル事業を実施。
- 2 送迎保育モデル事業の推進（H23年度～）
同一市町村内に存在する定員割れ保育所の活用を促進し待機児童の解消を図るもの。
- 3 低年齢児保育事業の推進（H23年度～）
 - (1) 上記1及び2を推進し、既存の保育所の受け入れ枠を確保し、保育所における低年齢児保育の充実を図る。
 - (2) 家庭的保育事業の推進
3歳未満の乳幼児を中心に保育を行う「家庭的保育者（保育ママ）」を育成するとともに、家庭的保育事業に対する理解促進を図る。

8 課題解決に必要な個別事業例 2

No.	想定する事業 / 手法名	想定する事業概要	事業の目的・目指す成果
1	幼稚園活用型保育事業 【新規】	・待機児童のある地域及び待機児童が見込まれる地域において、入所児童の減少により余裕教室のある幼稚園がある場合、当該幼稚園の一部を改修し、保育と幼児教育を行える施設の整備を行う。	幼稚園資源の有効活用により、保育事業の実施主体となる市町村の保育所整備における歳出を必要最小限にとどめ、待機児童の解消を促進することを目的とする。
2	送迎保育モデル事業 【新規】	・通勤途上にあるなど利便性の高い保育所等を送迎保育の拠点とし、同一あるいは近隣地域内における定員割れの保育所への送迎を行うことで、既存保育所の有効活用を図るもの。	保育事業の実施主体となる市町村の保育所整備における歳出を必要最小限にとどめ、待機児童の解消を促進することを目的とする。
3	低年齢児保育事業 【拡充】 ※H22 重点事業 (待機児童解消推進事業)	・幼稚園が実施する預かり保育への誘導や幼稚園活用型保育の実施等により既存保育所の低年齢児受け入れ枠を拡充する。また、家庭的保育に関する研修を実施し、「家庭的保育者（保育ママ）」を育成するとともに、県の広報活動において、保護者に対して家庭的保育への理解促進を図る。	待機児童の7割以上を占める低年齢児の保育環境を整備し、待機児童の解消を促進することを目的とする。

2 現時点において想定する事業名、事業概要等について記載願います。

政策課題対応方針検討資料

主担当部局名（教育庁）

1 政策課題（テーマ）		学力の向上(学ぶ土台づくりの推進)	
4つの主要政策における10の課題(該当の有無)		該当（ 学力の向上 ）	非該当
2 関連する将来ビジョン実現に向けた33の取組 (第2期行動計画)		左に該当する評価原案(評価対象年度:H21年度) 1	
(1) No. 15 (着実な学力向上と希望する進路の実現)	(施策の成果)	やや遅れている	(方向性) 現在のまま継続
(2) No. ()	(施策の成果)		(方向性)
(3) No. ()	(施策の成果)		(方向性)
3 担当部局			
主担当の部局(課室名)		教育庁(教育企画室)	
関係する部局(課室名)		教育庁(義務教育課,生涯学習課),保健福祉部(子育て支援課),総務部(私学文書課)ほか	

4 政策課題として提案した理由(次年度に向けて、県として「特に」重点的に取り組む必要性)
<p>○幼児期は、子どもの成長過程において、その後の能力や資質を伸ばしていくための土台となる時期である。</p> <p>○しかしながら、近年、いわゆる「小1プロブレム」や就学に当たり必要な能力・基本的生活習慣が備わっていない問題が指摘されている。</p> <p>○このため、学校教育を受ける時期までに、豊かな心情や学ぶとする意欲、健全な生活を送る態度など、子どもの可能性を大きく伸ばすための素地が形成されるよう、子どもを支える「保育所・幼稚園・小学校」「家庭」「地域」等の連携の下、部局を超えて幼児教育・保育の充実に取り組む必要が急務である。</p>

5 現状と課題(分析)
<p>(1)子どもに関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いわゆる小1プロブレム(小学校入学後の学校生活への不適応)が顕在化している。 ・屋外での遊びや様々な体験の機会の減少に伴い、子どものコミュニケーション能力や他人とのかかわる力が低下している。 <p>(2)家庭・親に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児不安、育児ストレスを抱える親が増加傾向にある。 ・親の就労環境の変化に伴い、親子がかかわり合う時間が減り、親子の愛着形成が十分でなくなっている。 ・親の生活習慣に影響され、子どもが身につけるべき基本的生活習慣が定着していない。 <p>(3)教育・保育の現場に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所において、幼児教育のさらなる充実に対する期待が高まっている。 ・幼稚園、保育所及び小学校の教員等の相互の教育(保育)内容の理解が十分でない。 ・幼稚園教諭・保育士の研修機会が充実していない。 ・幼児教育や保育に関する在り方について、教育現場と保護者の間で認識に差がある。 <p>(4)行政・地域に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の幼児教育に係る教育理念や目指す姿が明確でない。 ・地域における人間関係の希薄化が進み、地域の教育力の低下が指摘されている。

6 課題検討の進め方	1	その他(庁内検討会議)																																				
<p>庁内検討会議において、学ぶ土台づくり推進プログラム策定に係る調査、検討及び庁内連絡調整を行い、個別の検討事項については、庁内検討会議構成各課室の担当者からなるワーキンググループにより検討する。</p> <p>また、外部の有識者等からなる学ぶ土台づくり推進プログラム策定懇話会を開催し、プログラム策定に当たって広く意見を聴取する。</p> <p><会議開催状況></p> <table border="1"> <tr> <td>H22. 6. 8</td> <td>第1回庁内検討会議</td> <td>H22. 8. 中旬</td> <td>第3回WG</td> <td>H22. 11. 上旬</td> <td>第6回WG</td> </tr> <tr> <td>H22. 6. 17</td> <td>第1回庁内WG</td> <td>H22. 8. 下旬</td> <td>第3回懇話会</td> <td>H22. 11. 中旬</td> <td>第5回懇話会</td> </tr> <tr> <td>H22. 6. 30</td> <td>第1回懇話会</td> <td>H22. 9. 中旬</td> <td>第4回WG</td> <td>H22. 11. 下旬</td> <td>第7回WG</td> </tr> <tr> <td>H22. 7-8</td> <td>実態調査</td> <td>H22. 9. 下旬</td> <td>第4回懇話会</td> <td>H23. 1. 中旬</td> <td>第8回WG</td> </tr> <tr> <td>H22. 7. 8</td> <td>第2回庁内WG</td> <td>H22. 9. 下旬</td> <td>第2回庁内検討会議</td> <td>H23. 1. 下旬</td> <td>第6回懇話会</td> </tr> <tr> <td>H22. 7. 28</td> <td>第2回懇話会</td> <td>H22. 10. 中旬</td> <td>第5回WG</td> <td>H23. 2. 下旬</td> <td>第3回庁内検討会議</td> </tr> </table>			H22. 6. 8	第1回庁内検討会議	H22. 8. 中旬	第3回WG	H22. 11. 上旬	第6回WG	H22. 6. 17	第1回庁内WG	H22. 8. 下旬	第3回懇話会	H22. 11. 中旬	第5回懇話会	H22. 6. 30	第1回懇話会	H22. 9. 中旬	第4回WG	H22. 11. 下旬	第7回WG	H22. 7-8	実態調査	H22. 9. 下旬	第4回懇話会	H23. 1. 中旬	第8回WG	H22. 7. 8	第2回庁内WG	H22. 9. 下旬	第2回庁内検討会議	H23. 1. 下旬	第6回懇話会	H22. 7. 28	第2回懇話会	H22. 10. 中旬	第5回WG	H23. 2. 下旬	第3回庁内検討会議
H22. 6. 8	第1回庁内検討会議	H22. 8. 中旬	第3回WG	H22. 11. 上旬	第6回WG																																	
H22. 6. 17	第1回庁内WG	H22. 8. 下旬	第3回懇話会	H22. 11. 中旬	第5回懇話会																																	
H22. 6. 30	第1回懇話会	H22. 9. 中旬	第4回WG	H22. 11. 下旬	第7回WG																																	
H22. 7-8	実態調査	H22. 9. 下旬	第4回懇話会	H23. 1. 中旬	第8回WG																																	
H22. 7. 8	第2回庁内WG	H22. 9. 下旬	第2回庁内検討会議	H23. 1. 下旬	第6回懇話会																																	
H22. 7. 28	第2回懇話会	H22. 10. 中旬	第5回WG	H23. 2. 下旬	第3回庁内検討会議																																	

1 会議開催状況など、課題検討状況を記載願います。

7 政策課題への対応方針(案)	
(1) 課題解決のために目指す方向	
1 親子間の愛着形成の促進	親子が関わり合う時間が長く、しかも愛情、信頼に満ちているほど、子どもの情緒は安定し、外的ストレスへの対応力が育まれ、その後の伸び代を大きく膨らませることができることが指摘されている。このため、親が、親として自覚を持って子と向き合うことの重要性について科学的な視点から普及啓発を図るとともに、安心して子育てができる環境を整備する。
2 基本的な生活習慣定着の促進	親の生活習慣が乱れていると、セルフディフェンスが困難な発達段階の子どもにとって、基本的な生活習慣の定着が図れない。このため、親のワークライフバランスも視野に入れた基本的な生活習慣の定着を促進する。
3 豊富な体験活動による学びの促進	幼児期において自然体験や遊びなどの体験活動をたくさんした子どもほど、人と関わる力や人間性、社会性、規範意識が涵養されるとともに、自尊感情が育まれ、意欲的に物事に向かう姿勢が養われる傾向があるとの調査結果が出ている。このため、幼児期における子どもの体験活動の機会創出を促進する。
(2) 課題解決のために必要な施策	
1 親子間の愛着形成の促進	・妊娠や出産等のライフイベントを契機に、親になることの自覚を促し、発達心理学等の視点から、子どもときちんと関わることの重要性について普及啓発を行うなど、親子間の愛着形成促進に向けた意識啓発を行う。 ・家庭や幼稚園・保育所・小学校、児童館等において、親子の継続的な共同活動の場の創出を支援する。 ・子育て相談や親育ちのための支援、発達障害児等の早期発見や適切な支援、親の理解促進等の環境を整備する。
2 基本的な生活習慣の確立	・幼・保・小・中、家庭、地域、民間企業等、多様な担い手の協働による基本的な生活習慣定着のための体制を拡充し、県民運動として展開する。 ・親のワークライフバランスも視野に入れた家庭ぐるみ、地域ぐるみの基本的な生活習慣の定着に資する普及啓発を行う。
3 豊富な体験活動による学びの促進	・子ども同士が遊びの中で主体的・能動的に関わり合える場や各種体験プログラムの情報を収集し、発信する。
4 幼児教育・保育の充実のための環境づくり	・多様化する幼児教育、保育ニーズに対応するため、教育部門と福祉部門の連携等必要な環境を整備する。 ・幼稚園・保育所から小学校への円滑な接続のための環境を整備する。 ・幼・保・小の連携・交流を促進するとともに、相互理解促進のため研修を充実させる。 ・家庭、幼・保・小、地域住民等、地域全体で子どもを育てる体制の整備促進を図るため、地域の教育力向上を図る。

8 課題解決に必要な個別事業例 2			
No.	想定する事業 / 手法名	想定する事業概要	事業の目的・目指す成果
1	(仮)親育ち支援事業 【新規】	・妊娠や出産等を契機とした意識啓発を行う。 ・中高生に対する保育体験を促進する。	・社会的に親になることの自覚を促し、親として子どもときちんと関わることの大切さの理解促進を図る。
2	(仮)安心子育て支援事業 【新規】	・地域で、顔の見える子育て応援隊による子育て相談体制の整備促進を図る。 ・母子保健事業で発達障害児等を早期発見し、専門機関につなげるなど相談・支援の充実を図るとともに、幼稚園教諭、保育士の研修を充実させる。 ・発達障害児等との向き合い方についての親の理解促進を図る。	・子育てに関する情報に触れるとともに、顔の見える関係で地域での人間関係の希薄化に歯止めをかける。 ・安心して子育てができる環境を整備する。
3	(仮)多様な担い手による基本的な生活習慣定着のための県民運動の展開 【新規】	・多様な担い手の協働により基本的な生活習慣を定着させるための体制を拡充し、県民運動として展開する。 ・ワークライフバランスを視野に入れた親の基本的な生活習慣定着に向けた普及啓発を行い、優良な取組を行った企業等を表彰する。	・子どもが幼児期に身につけるべき基本的な生活習慣の定着を社会全体で促進するとともに、家庭における手伝いなどの役割を通して勤労観を養う。 ・親の基本的な生活習慣の改善が子どもの健やかな成長につながることを理解促進を図る。
4	(仮)みやぎっ子豊かな体験活動促進事業 【新規】	・子どもが遊びの中で関わり合う場や各種体験プログラムの情報を収集し、発信する。 ・体験プログラム提供者向けのワークショップを開催し、ノウハウの共有やプログラム実施の質の向上を図る。	・子どもの基礎体力はもとより、人と関わる力や人間性、社会性、規範意識を涵養し、芽生えた自尊感情を育み、意欲的に物事に向かう姿勢を修養する。
5	(仮)「学ぶ土台づくり」合同研修事業 【新規】	・幼保小の連絡協議会等を設置するなど相互交流や円滑な接続を見据えた連携を促進するとともに、幼稚園教諭、保育士、小学校教諭が、意見交換、合同研修、保育参観や授業参観等を行う。	・保育士・教諭が子どもの発達を長期的な視野で捉えるとともに、それぞれの教育内容や指導方法について相互理解を図ることにより、幼児教育等の充実に資する。
6	(仮)地域の教育力向上事業 【新規】	・地域、家庭、学校における協働教育の基盤形成、その推進及び普及啓発を支援する。 ・家庭教育、子育て応援、協働教育支援活動事業をコーディネートする人材を市町村に派遣する。	・近年、地域の教育力の低下が指摘されていることから、その向上を図り、地域全体で子どもを育てる体制の整備促進を図る。

2 現時点において想定する事業名、事業概要等について記載願います。

政策課題対応方針検討資料

主担当部局名 (保健福祉部)

1 政策課題 (テーマ)		地域医療の充実(地域医療の更なる充実)	
4つの主要政策における10の課題(該当の有無)		該当 (地域医療の充実)	非該当
2 関連する将来ビジョン実現に向けた33の取組 (第2期行動計画)		左に該当する評価原案 (評価対象年度:H21年度) 1	
(1) No. 19 (安心できる地域医療の充実)		(施策の成果) やや遅れている	(方向性) 現在のまま継続
(2) No. 13 (次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり)		(施策の成果) やや遅れている	(方向性) 現在のまま継続
(3) No. ()		(施策の成果)	(方向性)
3 担当部局			
主担当の部局 (課室名)		保健福祉部(医療整備課 ほか)	
関係する部局 (課室名)			

4 政策課題として提案した理由 (次年度に向けて、県として「特に」重点的に取り組む必要性)
<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療の充実については、県民の重視度が高いものの、満足度は低くとどまっている。特に医師・看護師等の従事者不足や医療機関・診療科の地域的偏在については調整役としての県の役割が求められている。 ・医療再生計画については、将来ビジョン第2期行動計画にも一部組み込まれ、部の最重点事業にも取り上げられているが、医師会等から毎年のローリングを求められている。 ・このため、これら再生計画の着実な推進と併行させながら、国の新規施策の動向も踏まえ、医療資源を確保できる地域づくりを加速させていくために政策課題として議論することを提案するもの。

5 現状と課題 (分析)
<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化の進行や疾病構造の変化等、地域医療を巡る情勢が大きく変化している。一方で、医師等の医療従事者が不足するなど厳しい状況にある。 ・既存の「地域医療計画」の推進に加え、平成21年度において、地域医療再生基金を活用した地域医療再生計画が策定され、深刻な医師不足の解消を図る登米医療圏を中心とした「県北地域」と救急医療体制の完結を図る「県南地域」における取り組み、さらには全県を対象とする事業も含め、地域医療再生をめざし、2地域における医療環境の充実を目指し、自治体病院・診療所を対象とした諸事業が展開されることとなっている。 ・医療クランクの確保やキャリア支援という医師に対する直接的なインセンティブに着手したが、他にも看護師についても不足している実情であり、看護師確保の取組についても第7次需給計画策定と併せて確実かつ早期に進めていくことが求められている。 ・救急医療については救急搬送時間の全国順位を10位程度上昇させる目標を立て、その実現に向けて取組んでいるところであるが、現状として成果につながっておらず、順位の向上に向けさらなる取組が必要である。 ・周産期医療については産科医不足が顕著な地域において新しい周産期医療システムである医療機関等の機能分担と連携による産科セミオープンシステムの着実な体制づくりが求められている。

6 課題検討の進め方	1	部局内組織
<p>課内班長レベルで今後特に重視すべき項目を検討し、事業案を検討した。今後、事業案の具体化のため外部の専門家等にもヒアリングや相談を行う予定。</p> <p>(検討状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H22.7.5 課内検討 (第1回) ・H22.7.16 課内検討 (第2回) ・H22.7.22 課内検討 (第3回) ・H22.7.23 部内検討 		

1 会議開催状況など、課題検討状況を記載願います。

7 政策課題への対応方針(案)

(1) 課題解決のために目指す方向

- ・人材確保
 - 医師については、絶対数の問題と偏在問題への対応の在り方、今後の医療需要への対応
 - 看護師については、流動性の高い状況を踏まえた勤務環境改善の強化、潜在的な有資格者の稼働率の向上策の推進
- ・医療資源を有効活用する仕組み作り
 - 既存の各種システムの有効性の検証
 - 情報システムやコーディネーターを含めた総合的な医療供給システムの実現

(2) 課題解決のために必要な施策

- ・人材確保・質の向上に向けた方策(医師・看護師)
 - 看護師に対する修学支援制度の創設・院内保育・看護師研修等の充実
 - 新人看護師研修**の充実や短時間正規雇用勤務など**多様な勤務形態**の導入支援による定着率向上及び潜在看護師の**職場復帰支援**の促進

新規看護職員充足率	目標	80%(H25)	現状	65.5%(H21)
-----------	----	----------	----	------------

- ・救急医療体制の整備
 - 救急医療の本質的課題は急性期を脱した患者のバックベッドの充実など出口の調整問題。
 - 救急患者退院コーディネーターの配置(H22当初・9月補正により予算化・事業開始)
 - 初期・2次・3次救急体制それぞれが役割を果たすことのできる体制整備
 - 根本に医師数の偏在問題
- ・周産期医療体制の整備
 - セミオープンシステムの推進, NICUの整備等
 - 現状の取組をさらに加速させるために、**全県レベルでの妊婦情報のデータベース化とその共有**による周産期全般にわたる母子に対するケアのための資源の最適配分を実現。(※岩手県周産期医療情報ネットワークを参考)

8 課題解決に必要な個別事業例 2

No.	想定する事業/手法名	想定する事業概要	事業の目的・目指す成果
1	全県レベルの周産期医療に係る妊婦情報共同利用型データセンターの設置 【新規】	・全県での妊婦情報を把握し、助産師外来の有効活用や分娩後の母や児の保健指導へ個々に対応できるシステムを構築する。	・県内の周産期医療の安定供給の実現によるリスクの軽減・周産期死亡率の低下。 ・妊婦の受診行動データの蓄積による周産期医療の検証による医療の質の向上。
2	新人看護師多施設合同研修事業 【新規】	・大規模病院に比べ新人受入体制の不十分な中小病院・診療所における新人教育体制を県や看護協会が中心となって整備する。	・離職率の高い新採時の職員に対する研修の質を高めることにより、看護職員の定着度を向上させ継続確保につなげることができる。
3	看護職員勤務多様化推進事業 【新規】	・看護職員の就業環境の改善の一環として、短時間正規雇用など多様な就業形態の導入に積極的な医療機関を支援する。 ・院内保育実施医療機関の拡充。	・看護職員の勤務環境の充実を図り勤務継続を促進することで看護師の充足率の向上を目指す。
4	救急患者退院コーディネーター事業(実施中)	・ベット満床により救急搬送患者の受入困難な事例が多発している状況に対応するため、急性期を脱した患者の他の医療機関への円滑な定員の調整を担う転院コーディネーターを配置する。	・救急搬送受入病院の病床に余裕ができることにより受入が円滑化することにより、搬送時間の短縮が図られる。

2 現時点において想定する事業名,事業概要等について記載願います。

地域医療の更なる充実に向けて

- 地域医療における医療人材不足・偏在の短期的な解決は、現実的に非常に困難であり、実効性のある地域医療対策としては、限られた医療人材が効果的に機能する仕組みづくりが特に重要となる。
- 中でも県民の関心も高く、対象範囲を絞りやすくかつ、比較的事業実施環境の整っている周産期医療体制の整備を本県地域医療体制の整備に向けたモデル的な取組として特に加速化させていきたいことから、政策課題として提案するもの。
- また、こうした状況において、医師にくらべて、確保に向けてのリードタイムが短く、潜在的な有資格人材も期待できる看護師等への期待が大きくなることから、看護師の定着及び専門対応に関する諸事業についても、現時点で加速すべき施策として合わせて政策課題としたい。

人口統計に基づく患者数予測と医師数の推移

出典：東京大学政策ビジョン研究センターレポート2009年

課題としての医療スタッフの需給見通しと偏在の状況等

国の進める医学部定員増の対策は、団塊の世代が後期高齢者となる10年後までに医療スタッフの増強策としてはそもそも間に合わない。(問題提起として)

3師調査(2008年)による仙台市への医師の偏在状況

都道府県/政令市	総数	病院	診療所
宮城県	100.00%	65.11%	34.89%
仙台市	64.90%	45.14%	19.76%
仙台市以外	35.10%	19.97%	15.12%
広島県	100.00%	60.50%	39.50%
広島市	45.16%	28.68%	16.48%
広島市以外	54.84%	31.82%	23.02%
福岡県	100.00%	66.76%	33.24%
福岡市	35.07%	24.49%	10.58%
福岡市以外	64.93%	42.27%	22.65%

医師の偏在についても、仙台市の病院に医師の45%が集中している偏在の度合いは他の政令市を抱える県と比べてもきわめて特異。

国勢調査による医療保健従事者(宮城県・女性)人口ピラミッド

看護師の人材は離職後の復帰は困難であり、継続に向けた環境づくりが非常に重要である。

医師数の絶対数の劇的な改善・偏在の根本解決は当面困難

**特に医療資源が限られる
2分野における対策の現状**

救急医療

- 救急医の育成(3次救急)
- 仙台圏総合病院の機能分化(1~2次救急)
- ◎バックベットのさらなるスループット向上(全般)
 - ・救急医療情報システム
 - ・退院コーディネーター配置
 - ・急性期を脱した患者のバックベッドの充実

周産期・小児医療

- 専門医の育成
- 機能分化(オープンシステムの取組)
- ◎妊婦情報把握と資源最適配分
 - ・周産期コーディネーター配置
 - ・全県的な周産期医療情報システムの導入
 - ※国の周産期医療システムの研究主任となっている岡村先生からの提案(参考:別紙)**

→仕組みによる人材活用の高度化が急務

看護師等による対応策

看護職員の確保と専門性向上

- 認定看護師の育成
- 院内保育の充実
- ◎新人看護師研修の実施

**→定着率の向上に向けた
職場環境改善が急務**

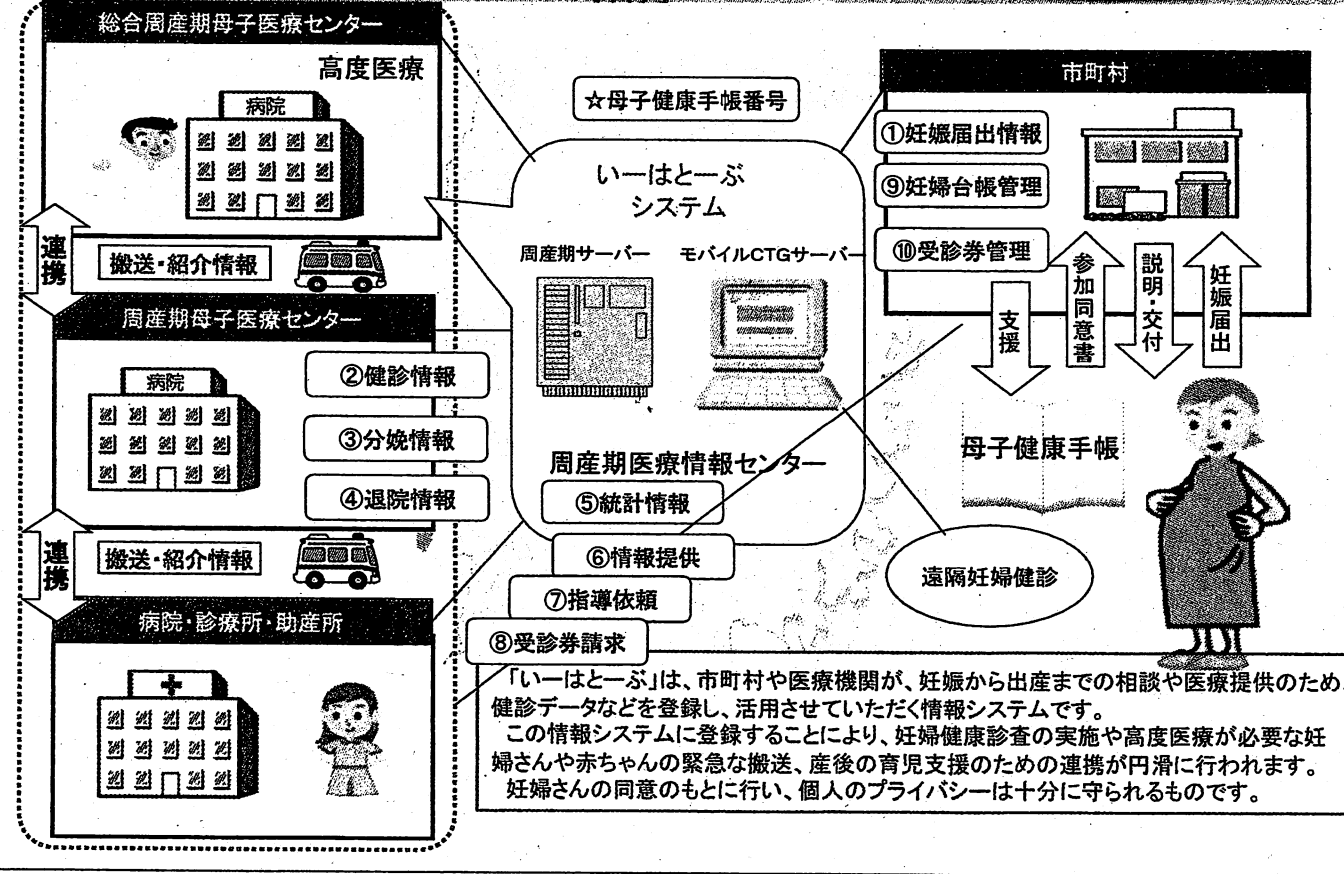
想定される今後の対応策

- 困難事例の対応分析
 - ◎バックベットの整備確保待ち
 - 救急医療情報システム改善?
 - 退院コーディネーターの実績積み上げ
 - 総合病院の機能分化策は?
- 救急医療対策については、救急医療機関の確保に加えバックベット確保など構造的な問題も多く当面取組加速できる分野は限定される。

- オープンシステムの充実
 - 周産期コーディネーターの実績積み上げ
 - ◎**周産期医療情報システムの導入検討**
- 周産期医療対策については、仙台への偏在緩和の対策が有効であり、国の補助事業の活用も可能であり、短中期での成果が見込める。

- 認定看護師の確保
 - 院内保育の拡充
 - ◎**新人研修強化による定着率のさらなる向上**
- 限られた医師による地域医療の供給体制構築のカギを握るのは看護師を中心としたスタッフの充実であり、当面看護師確保にむけた対策を強化・加速

いーはとーぶ



政策課題対応方針検討資料

主担当部局名 (宮城県警察本部)

1 政策課題 (テーマ)		犯罪のない安全・安心まちづくり(安全対策と被害者支援の充実)	
4つの主要政策における10の課題(該当の有無)		該当 ()	非該当
2 関連する将来ビジョン実現に向けた33の取組 (第2期行動計画)		左に該当する評価原案 (評価対象年度:H21年度) 1	
(1) No. 13 (次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり)	(施策の成果)	やや遅れている	(方向性) 見直しが必要
(2) No. 25 (安全で安心なまちづくり)	(施策の成果)	概ね順調	(方向性) 見直しが必要
(3) No. ()	(施策の成果)		(方向性)
3 担当部局			
主担当の部局 (課室名)	警察本部生活安全部(生活安全企画課及び少年課)		
関係する部局 (課室名)	環境生活部(共同参画社会推進課), 保健福祉部(子育て支援課)		

4 政策課題として提案した理由 (次年度に向けて、県として「特に」重点的に取り組む必要性)
<p>犯罪がなく、誰もが安全で安心して暮らすことができるまちを実現することは、すべての県民の願いであり、県民生活や社会発展の基礎となるものである。しかし、県内の刑法犯認知件数は8年連続で減少しているものの、特に子ども、女性等を対象とした犯罪が発生するなど、県民が肌で感じる治安は改善されているとは言い難い現状にある。</p> <p>こうした中、公的機関へのストーカー・DVや児童虐待事案の相談件数は増加傾向にあるが、これらは氷山の一角に過ぎず、被害者が認識しないまま被害を受けている場合も少なくない。また、本年2月の石巻市清水町におけるDV事案に起因する殺傷事件のように悲惨な結末を招くケースもあり、こうした事案を未然に防止することは喫緊の課題である。</p> <p>これらの対策として、関係部局、市町村、関係機関等が緊密な連携を保持し、犯罪となりうる事案の早期発見と被害者の保護・支援対策、啓発活動等の効率化を図り、県民が真に安心して暮らせるまちづくり実現のため、政策課題として提案するものである。</p>

5 現状と課題 (分析)
<p>ア 平成21年中における県内の女性相談センター、保健福祉事務所及び仙台市が受けたDV等の相談件数は999件、DV一時保護は80件となっている。</p> <p>イ 県警が平成21年中に取り扱ったDV相談は843件(人口10万人当たり全国2番目)、ストーカー相談は481件(人口10万人当たり全国5番目)、児童虐待の事件検挙は9件(人口10万人当たり全国12番目)、子ども・女性への声かけ、つきまとい等の発生は273件となっている。</p> <p>ウ 児童虐待は全国的に増加傾向にあり、平成21年中に本県の児童相談所で受理した児童虐待の相談件数は609件、一時保護入所人員は126人となっている。</p> <p>エ 上記は公的機関で把握した数であり、被害者だけでなく加害者自身も認識せずに行われている場合があるほか、家庭内で発生することが多くあることから、現実には更に多くの事案が発生していることとなる。</p> <p>以上から、関係部局、市町村関係機関が共通認識に基づき、被害者の保護・支援対策、広報啓発活動の強化を図る必要がある。</p>

6 課題検討の進め方	1	部局内組織(関係部局含)
<p>関係部局である警察本部総務課、生活安全企画課、環境生活部共同参画社会推進課、保健福祉部保健福祉総務課及び子育て支援課において、個々の取り組むべき課題を整理して方向付けの打合せ会議を開催した。今後、ワーキンググループを設置して事業の詳細を検討する予定。</p> <p>(会議開催状況)</p> <p>H22. 6. 25 第1回打合せ会議 H22. 7. 7 第2回打合せ会議 H22. 8月 第1回検討会議(予定) H22. 8月 第2回検討会議(予定) H22. 9月 第3回検討会議(予定) H22. 10月 第4回検討会議(予定)</p>		

1 会議開催状況など、課題検討状況を記載願います。

7 政策課題への対応方針(案)

(1) 課題解決のために目指す方向

- 1 相談体制の整備
 ストーカー・DVや児童虐待事案の相談、あるいは事案把握の初期段階から関係機関との連携を図り、被害者の保護を優先した対応の充実強化のため、相談体制の整備を行う。
- 2 被害者等の保護・支援対策の推進
 これら事案は急展開することが多く、事案の進展に即応した緊急な避難や保護・支援対策の強化を図る。
- 3 広報・意識啓発活動の充実強化
 - (1) 広報啓発活動の強化
 県民に浸透させる効果的な広報啓発活動を推進する。
 - (2) DV被害防止に向けた意識啓発
 DV被害の予防を図るため、若年層からの暴力の問題を考える機会を提供し意識啓発の充実に努める。
 - (3) 児童虐待防止に向けた意識啓発
 虐待から児童を守るため、地域社会において虐待をしない、させないという意識の醸成を図る。
- 4 関係機関との連携強化
 - (1) DV被害防止に関する関係機関との連携強化
 各種事案の被害を未然に防止するため、市町村等関係機関との連携を強化するとともに、被害者支援の充実を図るため、既存の婦人保護事業関係機関ネットワーク協議会での情報交換にとどまらず、情報共有、連携強化の場を積極的に設けていく。
 - (2) 児童虐待防止に関する市町村支援
 市町村における要保護児童対策地域協議会活動の充実を図るため、市町村職員の人材育成等必要な支援を行う。
- 5 各種ボランティア団体の活動支援の充実
 - (1) 身近にいる地域住民による見守り活動の充実を図るための必要な支援を行う。
 - (2) 防犯ボランティアへの若い世代の参加促進
 - (3) 子育て支援にかかわる団体、企業、個人等をメンバーとする「子育て応援隊」を活用し、DV・児童虐待に関する通報等地域での見守り活動の充実を図るための必要な支援を行う。

(2) 課題解決のために必要な施策

- 1 相談体制の整備
 相談等の初期段階での関係機関相互の連携を図るなど、被害者の保護を優先した対応を充実強化するための事業を行う。
- 2 被害者等の保護・支援対策の推進
 - (1) 保護・支援対策の拡充
 被害者等の避難や保護・支援を優先とした事業を拡大する。
 - (2) 継続的支援の強化
 関係機関による情報交換や事案検討の場を定期的に設け、常に関係機関相互の役割分担を定め、被害者の支援を行っていく。
- 3 新たな広報啓発事業の推進
 - (1) ストーカー・DV被害防止に関する啓発活動
 若い世代を対象とした早期からの啓発活動の推進及びメディアの活用
 - (2) DV被害防止に向けた意識啓発
 リーフレット配布による意識啓発のみならず、学校関係者や中学生、高校生等若年層への教育等、より直接的な意識啓発を実施していく。
 - (3) 児童虐待防止に向けた意識啓発
 県内全域で意識啓発が図られるよう、チラシの配布範囲等を拡充する。
- 4 関係機関との連携強化
 - (1) 連携方策の検証
 関係機関が連携できるものは何か、どうすれば被害者に有益なのかなど、真に連携できることの絞り込みを行う。
 - (2) 他分野の部署との連携強化
 県及び市町村のDV担当部署のみならず、関係する他の分野の部署との連携を図るため、日ごろからDVに関する情報交換を行うなど、協力関係を構築していく。
 - (3) 児童虐待防止に関する市町村支援
 市町村の要保護児童対策地域協議会における研修会の実施に際し、講師派遣等の支援を行う。
- 5 各種ボランティア団体の活動支援の充実
 - (1) 関係各課、各機関と連携しながら、防犯ボランティア団体の活動を支援するための情報を提供する。
 - (2) 防犯情報の発信及び活動方法の提供
 - (3) 「子育て応援隊」を活用し、DV・児童虐待に関する通報等地域での見守り活動の充実を図るための必要な支援を行う。

8 課題解決に必要な個別事業例 2

No.	想定する事業 / 手法名	想定する事業概要	事業の目的・目指す成果
1	ストーカー・DV相談体制整備事業 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> 警察本部にアドバイザーを配置し、移動相談などにも対応 県警察と各関係機関との連絡協調 	専門的知識を有する相談員（アドバイザー）を配置し、初期的段階における踏み込んだ対応を行うことにより、事案の未然防止及び被害拡大を防止することを目的とする。
2	連絡・連携強化事業 【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> 既存の婦人保護事業関係機関ネットワーク連絡協議会などの活性化及び連携強化 関係機関との情報共有の促進、連携強化（事案検討会の定期的開催等） 	<p>既存の協議会、女性センターとの情報共有等個々のケースで担当部署が会議を開催して問題の早期対応を図る。（県警案）</p> <p>DV被害者への早期対応・継続支援及び被害の重大化防止を図る。（子育て支援課案）</p>
3	DV被害者支援事業 【拡充】 H22 重点事業 (DV被害者支援対策事業)	<ul style="list-style-type: none"> 学校関係者に対する講演会 中学生、高校生等若年層に対する出前講座 	<p>若年層に対する意識啓発を図ることができる。</p> <p>リーフレット配布のみではなく、直接的に指導することにより、よりDV被害防止に関する意識を高めることができる。</p>
4	子ども人権対策事業 【拡充】 H22 重点事業 (子ども人権対策事業)	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待防止推進月間の周知活動を県内全域（各児童相談所ごとに）で実施 市町村の要保護児童対策地域協議会への講師派遣 	<p>広く県民に対し、児童虐待防止を呼びかけることができる。</p> <p>児童虐待をしない、させない、許さない社会の実現を推進する。</p> <p>市町村の児童虐待防止対策を推進する。</p>
5	安全・安心まちづくり推進事業 【拡充】 H22 重点事業 (安全・安心まちづくり推進事業)	<ul style="list-style-type: none"> 県民等への情報提供 広報啓発、リーダー養成 地域ネットワークの普及拡大 県民大会開催 防犯ボランティアへの犯罪情報の発信 	<p>県、市町村、地域などが一体となった県民運動を展開し、犯罪のない安全で安心なまちづくりを目指す。</p>

2 現時点において想定する事業名、事業概要等について記載願います。

政策課題対応方針検討資料

主担当部局名（環境生活部）

1 政策課題（テーマ）	経済・社会の持続的発展と環境保全の両立（みやぎ環境税を活用した施策の具体化）		
4つの主要政策における10の課題（該当の有無）	該当（クリーンエネルギー・みやぎの創造）	非該当	
2 関連する将来ビジョン実現に向けた33の取組（第2期行動計画）	左に該当する評価原案（評価対象年度：H21年度） ¹		
(1) No. 27（環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献）	（施策の成果） 概ね順調	（方向性） 見直しが必要	
(2) No. 28（廃棄物等の3R（発生抑制・再利用・再生利用）と適正処理の推進）	（施策の成果） 概ね順調	（方向性） 見直しが必要	
(3) No. 29（豊かな自然環境、生活環境の保全）	（施策の成果） 概ね順調	（方向性） 現在のまま継続	
3 担当部局			
主担当の部局（課室名）	環境生活部（環境政策課）		
関係する部局（課室名）	総務部（税務課）、農林水産部（森林整備課）ほか		

4 政策課題として提案した理由（次年度に向けて、県として「特に」重点的に取り組む必要性）			
<p>第2期行動計画において、4つの主要政策における10の課題のひとつに「クリーンエネルギーみやぎの創造」を挙げており、昨年7月に策定した「クリーンエネルギーみやぎ創造プラン」等に基づき、クリーンエネルギー関連産業の誘致とクリーンエネルギーの導入・普及に向けた先導的なプロジェクトに取り組むこととしている。</p> <p>一方、地球温暖化などの直面する喫緊の課題に対応しつつ、宮城の豊かな環境を守り、将来に引き継いでいくために、環境の保全や創造のための施策を一体的かつ複合的に展開する必要があることから、新たにみやぎ環境税を平成23年度から5年間導入し、事業を実施することとしている。</p> <p>具体的な取組・事業については、森林機能強化・クリーンエネルギー活用推進などを柱に現在検討しているところであり、現在の課題「クリーンエネルギーみやぎの創造」を包含する形で、政策課題として特に重点的に取り組むこととするもの。</p>			
5 現状と課題（分析）			
<p>宮城の豊かな環境を守り将来に引き継いでいくためには、地球温暖化などの直面する課題に的確に対応し、環境の保全のための施策を積極的に展開する必要がある。特に温暖化問題の課題であるCO2の削減については、温暖化対策として重要な要素である森林機能について、造林放棄地が年々増加するなど危機的な状況である。また、もう一つの重要な要素であるCO2削減に向けたクリーンエネルギーの利用及び省エネルギーについても、一層拡大すべき状況にある。</p> <p>一方で、我が国では1990年（平成2年）の基準年に比して2020年（平成32年）までに温室効果ガスの排出量を25%削減するという意欲的な目標を掲げている。しかし、この点について本県の現状（2006年（平成18年）時点）はむしろ24.7%増加していることから、温室効果ガスの排出量削減は、本県にとって喫緊の課題であり、早急な対策が必至である。</p>			
6 課題検討の進め方	1	その他（検討会議）	
<p>みやぎ環境税を活用した施策の具体化については、県議会、市町村、関係団体、県民等からの要望・意見を踏まえながら、庁内関係課室長等を構成員とする「みやぎ環境税検討会議」及びその下部組織であるワーキンググループにおいて検討を進め、最終的に政策・財政会議で決定するものとする。</p> <p>（会議開催状況等）</p> <p>H22.4.26 第1回みやぎ環境税検討会議 H22.5.26 みやぎ環境税市町村担当課長会議 H22.8.10 第2回みやぎ環境税検討会議 H22.8.11 みやぎ環境税市町村担当課長会議 H22秋口 県民向け圏域説明会 予定 「(仮称)みやぎグリーン戦略」のとりまとめ H23.2 2月議会23年度予算化</p>			

¹ 会議開催状況など、課題検討状況を記載願います。

7 政策課題への対応方針(案)

(1) 課題解決のために目指す方向

・課題解決のためには、温室効果ガスの大半を占める二酸化炭素を削減する取組が重要である。具体的には、森林の持つ二酸化炭素吸収機能強化のための取組を強化する必要があるほか、本県の「ものづくり産業」の新たな柱になっていくであろう環境関連産業やクリーンエネルギーの利活用の両面を推進していく必要がある。併せて、生物多様性を保全していくための取組や、多様な主体が協働して自然環境を保全していくための取組等を強化する必要がある。

(2) 課題解決のために必要な施策

・課題解決のための施策については、みやぎ環境税を活用し、①二酸化炭素吸収源確保対策、②同排出量削減対策、③生物多様性の確保、④人と自然との交流促進からなる4つの施策を柱とした事業を展開していくこととしているが、これらの柱をベースに更に県民に分かりやすい考え方として次の4つの視点で県民に提示し、「みやぎグリーン戦略(仮称)」として取りまとめることにより、県民や事業者が地域や地球の環境に配慮する意識や行動へ誘導していく。

- 第1の視点 地球に優しいライフスタイルの創造
- 第2の視点 環境と調和した産業の振興
- 第3の視点 環境立県を支える人材の育成
- 第4の視点 環境立県を支える基盤の整備

8 課題解決に必要な個別事業例 2

No.	想定する事業/手法名	想定する事業概要	事業の目的・目指す成果
1	・県産材利用木造住宅普及事業 【CO2吸収源としての森林機能の強化】	・県産木材を使用した住宅の普及・支援	・二酸化炭素の固定化・出口対策として、建築主及び施工主に対する支援を通じ県産材の消費拡大を図る。
2	・みやぎ温暖化防止森林づくり事業 【CO2吸収源としての森林機能の強化】	・二酸化炭素吸収機能強化のための間伐対策等	・森林の持つ二酸化炭素吸収能力の高い若い時期の人工林等の間伐を支援を強化し、森林機能の強化を図る。
3	・太陽光発電システム普及促進 【CO2排出量削減に向けたクリーンエネルギー利用推進】	・住宅用太陽光発電システム導入への補助	・クリーンなエネルギー普及のため、住宅用太陽光発電システムの導入支援を図る。
4	・野生鳥獣適正保護管理事業 【生物多様性・豊かな自然環境の確保】	・特定鳥獣の捕獲支援、農林業被害対策	・イノシシ、シカなど捕獲や被害防止柵設置等による支援を行う。
5			

2 現時点において想定する事業名、事業概要等について記載願います。